

安全・適正就業基準

(目 的)

第1条 この安全・適正就業基準は、栄町シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全・適正に就業が行われることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全・適正就業心得)

第3条 会員は、就業に当たっては、次の安全・適正就業心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心掛け、急いだり慌てたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、軽い準備体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場では、常に整理整頓を心掛けること。
- (7) 共同作業では、合図及び連絡を正確に行うこと。
- (8) 「帰宅するまでは仕事のうち」、交通事故に気を付けること。
- (9) 体調には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心掛けること。

(作業別安全・適正就業基準)

第4条 会員は、植木剪定、塗装、除草等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全・適正就業基準を守り、安全・適正就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、安全面で保護する必要がある作業に従事するときは、作業別安全・適正就業基準に定める保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、就業現場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。

- 2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに黄色の帽子・腕章を着用するなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、路上での作業を行うときは、通行人等に対する安全を確保するため、作業中であることが分かる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱い方法により作業すること。

- 2 会員は、作業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けるよう心掛けなければならない。

- 2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分取るよう心掛けなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、就業現場との往復時や、就業中に怪我をしたとき、又は体に異常を感じたときは、直ちに本人又は共同作業中の者がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、センターから指示があった場合には、それに従って作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、栄町シルバー人材センター設立日から施行する。

作業別安全・適正就業基準（作業名：植木剪定）

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全・適正就業に心掛けること。 3 服装・履物等は、作業に適したものを着用すること。 (1)作業服は、袖口の締まったものを使用すること。 (2)作業靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること。 (地下足袋)、安全靴等) (3)保護帽は、必ず着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 6 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 7 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 8 道具類の使用は、正しい使用法によること。 9 作業は基本的に複数人によることとし、共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 10 仕事場への行き帰りは、交通事故に気を付けること。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋等
脚立等使用作業	1 脚立等は、丈夫抗増のものを使用すること。 2 脚立等には、開き止めが付いていること。 3 脚立等の設置は、脚立等の脚と水平面の角度が75度以下になるように立てること。 4 脚立等は、滑ったり傾いたりしないように安全な状態に据え付け、かつ開き止めを確実に掛けること。 5 脚立等上での作業はね二等辺三角形に体の銃身が出ない範囲で行うこととし、無理な姿勢で作業しないこと。 6 脚立等を昇降する際には、手に道具類は持たないこと。また、飛び降りないこと。 7 作業中の脚立等周辺には、ハサミ、刃物類は放置しないこと。 8 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 9 剪定作業中は、樹下で作業しないこと。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 安全帯等
梯子使用作業	1 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。 2 梯子は、滑り止めのあるものを使用し、他の作業者に脚部に脚部を押さえてもらうこと。 3 梯子は、地面との角度が75度以下になるように掛けることとし、梯子の上部は60cmぐらい上方に出るようにすること。 4 梯子を昇降する際は、手に道具類を持たないこと。また、飛び降りないこと。 5 梯子上では、無理な姿勢で作業をしないこと。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 安全帯等

	6 通路での作業は、標識を設けること。 7 樹木に梯子を立て掛ける際は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認すること。 8 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 9 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。	
足場台使用の作業	1 足場台は、丈夫なものを使用し、手すりがあるものを使用すること。 2 足場台では、無理な姿勢で作業をしないこと。	保護帽・作業服 滑り止め地下足袋 手袋・安全帯等
樹上での作業	1 地上より2m以上の樹上での作業をする場合は、保護帽(あごひもを必ず結ぶ)はもちろん、安全帯を着用すること。 2 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮を持つ樹種での作業は慎重に行うこと。 3 枝につかまったり体重をかけたりするときは、安全を確認し、枯れ枝に注意すること。 4 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全を確認すること。 5 剪定作業中は、樹下で作業しないこと。 6 直径10cm以上の枝を切る場合には、上部からロープを掛け、下から上へ幹から10cmくらいの所を枝3分の1ほどノコギリで引き目を入れ、引き目より先端に向かって5cmの所を切り落とすこと。その後、残部を平らに切り落とすこと。なお、この場合電線等に注意すること。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 安全帯等
刈込み作業	1 共同で刈込み作業を行う場合は、刈込みハサミ、ヘッジトリマの刃先に十分注意すること。また、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。 2 使用休止中の刈込みバサミは、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。邪魔にならない所がかつ目立つ所に刃を下向きにしておくこと。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 保護眼鏡 防塵マスク等
運搬作業	1 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。 2 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足場の安全を確認すること。 3 トラックでの道具等の積み下ろしは、荷崩れが起きないように注意して行うこと。また、荷台の作業では、保護帽を着用すること。 4 荷台の荷物の落下防止のため、ロープ、シートを使用すること。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋等

作業別安全・適正就業基準（作業名:塗装）

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	1 常に健康の維持管理に努めること。特に、有機溶剤及び粉塵を吸い込むおそれがあるので、健康診断を受けるなど自発的に健康管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全・適正就業に心掛けること。 3 服装・履物等は、作業に適したものを着用すること。 (1)作業服 ・袖口は締まったものを使用すること。 ・上着の裾は、いつもズボンの中に入れること。 ・上着は、突起物や大きなボタン等のないものとする。 ・ズボンの裾は、いつも絞っておくこと。 (2)作業靴 ・靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること。 - また、底の厚いものを使用し、踏抜き、捻挫を防ぐこと。 - なお、屋根や丸太上での作業には地下足袋又はこれに準ずる履物を使用すること。 (3)保護帽 ・保護帽は、正しく着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 6 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 7 工具類や機会は、正確、安全に取り扱い、作業すること。 8 引火性のもの等危険物を使用するので、喫煙は作業場以外の所定の場所で行うこと。なお、くわえタバコでの作業は、絶対にしないこと。 9 有機溶剤類の塗装には、換気に注意すること。 10 塗料・溶剤等が目の中に入った場合は、速やかに洗眼すること。 11 床面にこぼれた塗料及び溶剤等は、直ちにふき取ること。 12 作業後は、床面の清掃、後片付けを行うこと。 13 仕事場への行き帰りは、交通事故に気を付けること。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 防毒マスク等
塗り込み作業	1 被塗装物の中心に位置を取り、安定した姿勢で作業をすること。 2 各種製品の塗り込み順序に従って、作業をすること。 3 各種塗料を塗布するときは、送風に配慮し、作業すること。 4 必要に応じて換気すること。 5 塗り込み作業中は、火気に注意すること。	

脚立等使用作業	1 作業床が固定されているか確認すること。 2 作業床上は、整理整頓し作業を行うこと。 3 安全帯及び保護帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。 4 作業に適する服装をすること。 5 作業中は、必要以外は話をしないこと。 6 工具類を落とさないよう注意すること。 7 作業をしている下では、作業を行わないこと。 8 高さ2m以上の箇所で墜落のおそれのある所は手すり、柵、囲いなどを設け、立入禁止にすること。 9 足場は、丈夫なものを使用し、たわみが大きくならないものを使用すること。 10 足場板(アルミ合金製)は、傷、腐食等がない丈夫なものを使用すること。また、必ず低所で試し乗りをすること。 11 梯子 (1) 幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。 (2) 滑り止めのあるものを使用し、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。 (3) 作業床が、幅40cm以下の場所では使用すること。 (4) 作業床があっても、手すりがない場所では使用すること。 (5) 安全帯ロープの長さは、できるだけ短くして使用すること。 (6) 安全帯は、いつもキチンと締めること。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 安全帯等
表面処理・剥離作業	1 表面処理剤・剥離剤を使用して作業するときは、手袋、前掛け長靴を着用すること。 2 薬品が皮膚に付着した場合には、直ちに清水で十分に洗うこと 3 剥離作業を行う場合は、防塵マスク、防塵眼鏡を着用すること	保護帽・作業服 滑り止め地下足袋 手袋・防塵マスク 防塵眼鏡等
コンプレッサの使用	1 必ずベルトカバーを着け、移動するときは、電動機が停止後に行うこと。	

作業別安全・適正就業基準（作業名：除草）

作 業 名	安 全 作 業 ポ イ ン ト	安 全 保 護 具
作業一般	1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全・適正就業に心掛けること。 3 服装・履物等は、作業に適したものを着用すること。 (1)作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫が入らないよう袖口の締まったものを使用すること。 (2)作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。 (3)作業帽は、必ず着用すること。 (4)手袋(防振手袋等)を必ず着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 6 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 7 斜面での作業は、滑りやすいので、斜面の下方向に向かって刈り進まず、ロープを張り、足場を作るなど十分に注意すること 8 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 9 道具類の使用は、正しい使用法によること。 10 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 11 長時間の作業は避けること。 12 雨天時の作業は避けること。 13 仕事場への行き帰りは、交通事故に気を付けること。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋等
炎天下での作業	1 日よけ帽を必ず着用すること。 2 光化学スモックに十分に注意し、注意報が出たら、作業を行わないこと。 3 水分の補給は十分にすること。	日よけ帽等
手作業	1 作業現場の状況確認を十分に行うこと。 (1)ガラスの破片、釘等に注意すること。 (2)蜂の巣、蛇、害虫等に注意すること。 (3)作業場所によっては、保護眼鏡を着用すること。 2 鎌、刈込みバサミ等を使つての作業では、安全第一を心掛けること。 (1)腰を落とし、正しい姿勢で使用するこ (2)共同で作業を行う場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること。 (3)使用休止中の鎌は、立て掛けたり刃先を上向きにしたりしないようにすること。邪魔にならない所であつ、目立つ所に刃を下向きにして置くこと。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 保護眼鏡等

刈払い機作業	1 使用前に必ず点検すること。 (1)ネジの緩みはないか。 (2)作業に適した刃が付いているかどうか。 (3)刃先にひび割れ、めくれ、曲がり等の異常がないか点検し、異常がある場合は、使用しないこと。 また、予備の刃を持参して適宜交換するなど、常に最良の状態で使用すること。 2 安全ガードは必ず取り付けること。 3 保護眼鏡を着用すること。 4 作業前に周囲の障害物を周知・除去しておくこと。特に小石には十分注意すること。 5 刈払い機の作業は、一連続作業時間はおおむね30分以内とし、一連続作業時間の後、5分以上の休止時間を設けること。 6 作業中は、半径10m以内に他の人を近づけないこと。 7 雨天時の作業は、滑りやすいので避けること。 8 燃料を使用するので、火気には十分注意すること。 9 運搬及び格納時には回転刃には保護カバーを付けること。 10 刈払い機は、運転を必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 保護眼鏡等
小規模な除草剤作業及び少雨毒作業	1 使用に当たっては、薬剤容器の表示事項等に従って、安全かつ適正な使用をすること。 2 散布に当たっては、必ずゴム手袋、保護マスク等を使用し、扱いには十分注意すること。また、作業途中での喫煙、飲食は絶対にしないこと。 3 散布に当たっては、風向きに十分注意すること。 4 散布に当たっては、作業現場に人が近づかないよう十分注意するとともに、周辺の住民、通行人、家畜等にも配慮すること。特に住宅に隣接する場所での散布は、慎重に行うこと。 5 水道、水源、井戸、河川、湖沼等の周辺での使用に際しては、十分注意すること。 6 余った薬剤の処理には十分注意すること。 7 夏場の作業では、なるべく朝夕の涼しい時間帯に行うこと。 8 作業後は、全身を石鹸でよく洗い、作業期間中は衣服を毎日取り替えること。 9 めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなったりしたら、すぐに医師の診察を受けること。 10 後始末を確実にすること。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 ゴム手袋 保護眼鏡 保護マスク等

運搬作業	1 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。 2 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足場の安全を確認すること。 3 トラックでの道具等の積み下ろしは、荷崩れが起きないように、注意して行うこと。また、荷台の作業では、保護帽を着用すること 4 荷台の荷物の落下防止のため、ロープ、シートを使用すること。	保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋等
------	--	-------------------------------